

総合型選抜における活動実績証明書の取扱いについて

令和 8 年 8 月 5 日
三 重 大 学

団体の解散、活動停止、証明担当者の不在その他の受験者本人の責に帰することのできない事由により、活動実績証明書を提出できない場合の取扱いについては、下記のとおりとします。

記

(取扱い)

団体の解散、活動停止、証明担当者の不在その他の受験者本人の責に帰することのできない事由により活動実績証明書を提出できない場合は、その事由等を記載した本人作成の理由書（様式任意）を提出してください。

なお、活動を客観的に証明できる資料がある場合は当該資料を添付してください。

(対象学部・学科)

- ・医学部医学科
- ・医学部看護学科
- ・工学部

ただし、医学部医学科において活動実績証明書を代えて理由書を提出する場合、当該理由書の提出をもって出願要件（５）③における実績を証明する書類を提出したものと認めません。